

第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画（案）

第 1 章 計画策定の背景と基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 世界の動き

●昭和 21（1946）年、国際連合（以下「国連」という。）に地位委員会が設置されて以来、国連などを中心にさまざまな女性の地位向上のための取組がはじまりました。

●昭和 50（1975）年、国連は「国際婦人年」と定め、第 1 回世界女性会議（メキシコシティ）において「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」を採択し、国際婦人年に続く 10 年間（1976～1985 年）を「国連婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

●昭和 54（1979）年に、国連総会において「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）が採択され、「国連婦人の十年」の中間年にあたる昭和 55（1980）年に第 2 回世界女性会議において署名がなされました。この女性差別撤廃条約により、性差別撤廃という課題の実現に大きな歩みを促すことになりました。

●昭和 60（1985）年の第 3 回世界女性会議（ナイロビ）において、「国連婦人の十年」に掲げられた目標達成のための努力を 2000 年に向けて継続していくことを確認し合い、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

●平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議（北京）において、女性の地位向上やエンパワーメント（個人としても、集団としても意思決定過程に参画し、自立的な力を付けて発揮すること。）などをさらに推進するための「北京宣言及び行動綱領」を採択しました。

●平成 17（2005）年に第 49 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）、平成 22（2010）年に第 54 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）が行われ、「北京宣言及び行動綱領」の見直しや再確認などを盛り込んだ宣言文が採択されフォローアップが行われました。

●平成 23（2011）年に、ジェンダー（性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたもの。）平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）として正式に発足しました。

●平成 24（2012）年の第 56 回国連婦人の地位委員会、平成 26（2014）年の第 58 回国連婦人の地位委員会において、女性が防災、災害救援、復旧・復興において重要な役割を果たし、災害に対処する能力を強化するため「自然災害におけるジェン

ダー平等と女性のエンパワーメント」を採択しました。

●平成 27 (2015) 年の第 3 回国連防災世界会議において「仙台防災枠組」を採択し、ステークホルダー（防災関係者）の役割として、市民社会、ボランティア、慈善組織、地域団体等に女性とその参加、女性の能力構築などが盛り込まれました。

(2) 日本の動き

●昭和 50 (1975) 年に「世界行動計画」を受け、「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52 (1977) 年「国内行動計画」を策定しました。

●昭和 60 (1985) 年、男女雇用機会均等法の制定や民法及び国籍法の改正など国内法を整備し、女子差別撤廃条約を批准しました。

●昭和 62 (1987) 年にナイロビ将来戦略を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

●平成 8 (1996) 年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、さらに、平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」を施行、平成 12 (2000) 年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。

●平成 17 (2005) 年、平成 22 (2010) 年、平成 27 (2015) 年に男女共同参画基本計画を改訂、現在は「第 4 次男女共同参画基本計画」に基づき施策を展開しています。

また、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が公布・施行され、男女の人権が尊重され豊かで活力ある社会の実現を目指しています。

(3) 福島県の動き

●昭和 53 (1978) 年に青少年婦人課を設置し、昭和 58 (1983) 年に「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

●昭和 63 (1988) 年「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画（改訂版）」の見直しを行いました。

●平成 6 (1994) 年に新しい行動計画として「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。

●平成 13 (2001) 年に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定、また、同年、県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。

●平成 14 (2002) 年に「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社

会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定、平成 17（2005）年、平成 21（2009）年に「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂しました。

●平成 25（2013）年には、平成 23 年 3 月 11 日発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）の教訓を踏まえ、復興・防災の視点を取り入れるため、一部改定した計画に基づき施策を展開しています。

（4）喜多方市の取り組み

●平成 11（1999）年 4 月 1 日（旧喜多方市）に市民生活部市民課に女性政策係を新設しました。6 月には喜多方市男女共同参画推進会議を設置し、市民 1000 人を対象に「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。これを受けた推進会議は、「喜多方市男女共同参画計画に関する提言」をしました。

●この提言を受け、平成 12（2000）年 3 月に「蔵のまち 21・男女共生プラン」を策定しました。

●平成 16（2004）年には、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めた喜多方市男女共同参画推進条例を制定し、同年 11 月には喜多方市男女共同参画審議会を設置し、関連施策の推進に関して基本的かつ総合的な施策について審議しました。

●平成 18（2006）年 1 月、喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町及び高郷村が市町村合併し、新しい喜多方市が誕生しました。これと同時に、喜多方市男女共同参画推進条例を制定しました。

●平成 19（2007）年 6 月、男女共同参画に関する施策展開の基礎資料とするため、意識調査及び事業所アンケートを実施しました。

●平成 20（2008）年 3 月、「喜多方市男女共同参画基本計画」及び「実施計画」を策定しました。

●平成 23（2011）年 9 月、市民及び事業所を対象に市民の意見や事業所の労働環境の実情を把握するため、アンケートを実施しました。

●平成 25（2013）年 1 月には「第 2 次喜多方市男女共同参画推進基本計画」を策定し、以後、毎年度、実施計画に掲げた事業を実施するとともに進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

●平成 27（2015）10 月、「第 3 次喜多方市男女共同参画推進基本計画」を策定すべく、市民意識及び事業所アンケート調査を実施しました。

2 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、平成 18 年の市町村合併と同時に「喜多方市男女共同参画推進条例」を制定し、「喜多方市男女共同参画基本計画(きたかた男女共生プラン)」を策定、平成 25 年 1 月には「第 2 次喜多方市男女共同参画推進基本計画」を策定し、その基本計画に基づく施策を推進してきました。

しかしながら、平成 27 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査」によると、性別による固定的な役割分担意識が薄れてきているものの、依然として社会の様々な場面において、男女間に格差が見られるとの結果となっており、男女共同参画社会の実現のためには、さらなる努力が必要となっております。

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりがこのことについて理解を深め、行政、市民、事業者及び市民団体がそれぞれの役割を担い、一体となって推進していくことが求められています。また、仕事と生活の調和を図り、誰もが生きがいを感じられる社会を創ることも重要です。

本計画は、このような状況のもと、現在の第 2 次基本計画が平成 28 年度に終期を迎えることから、第 2 次計画の基本的な考え方を継承しつつ、第 2 次計画の評価と検証を行い、男女共同参画を更に推進するため、喜多方市男女共同参画推進条例に基づき平成 29 年度からの第 3 次基本計画を策定するものです。

また、平成 27 年 8 月に女性活躍推進法が成立し、本市における女性の職業生活における活躍を進めるための推進計画として、この計画の一部を「市町村推進計画」として位置付けるものです。

(2) 計画の基本理念

本計画は、喜多方市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念をもとに、男女共同参画の推進を図ります。

【個人の人権の尊重】

男女が、性別を理由に差別的取扱いを受けないこと、個人の個性及び能力を十分に発揮することができる機会が均等に確保されることその他の個人としての人権が尊重されること。

【多様な生き方の選択】

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。

【方針決定過程への共同参画】

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定等に共同して参画する機会が確保されること。

【家庭生活と他の社会生活の両立】

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とが両立できること。

【生涯にわたる心身の健康】

男女が、対等な関係の下に、互いの性別の違いによる身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

【国際的理解と協調】

国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(3) 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、喜多方市男女共同参画推進条例第10条に規定する市の基本計画として策定するものです。また、市の上位計画である「喜多方市総合計画（2017～2026）きたかた活力推進プラン」の部門別計画であり、具体的施策については整合性を図ります。

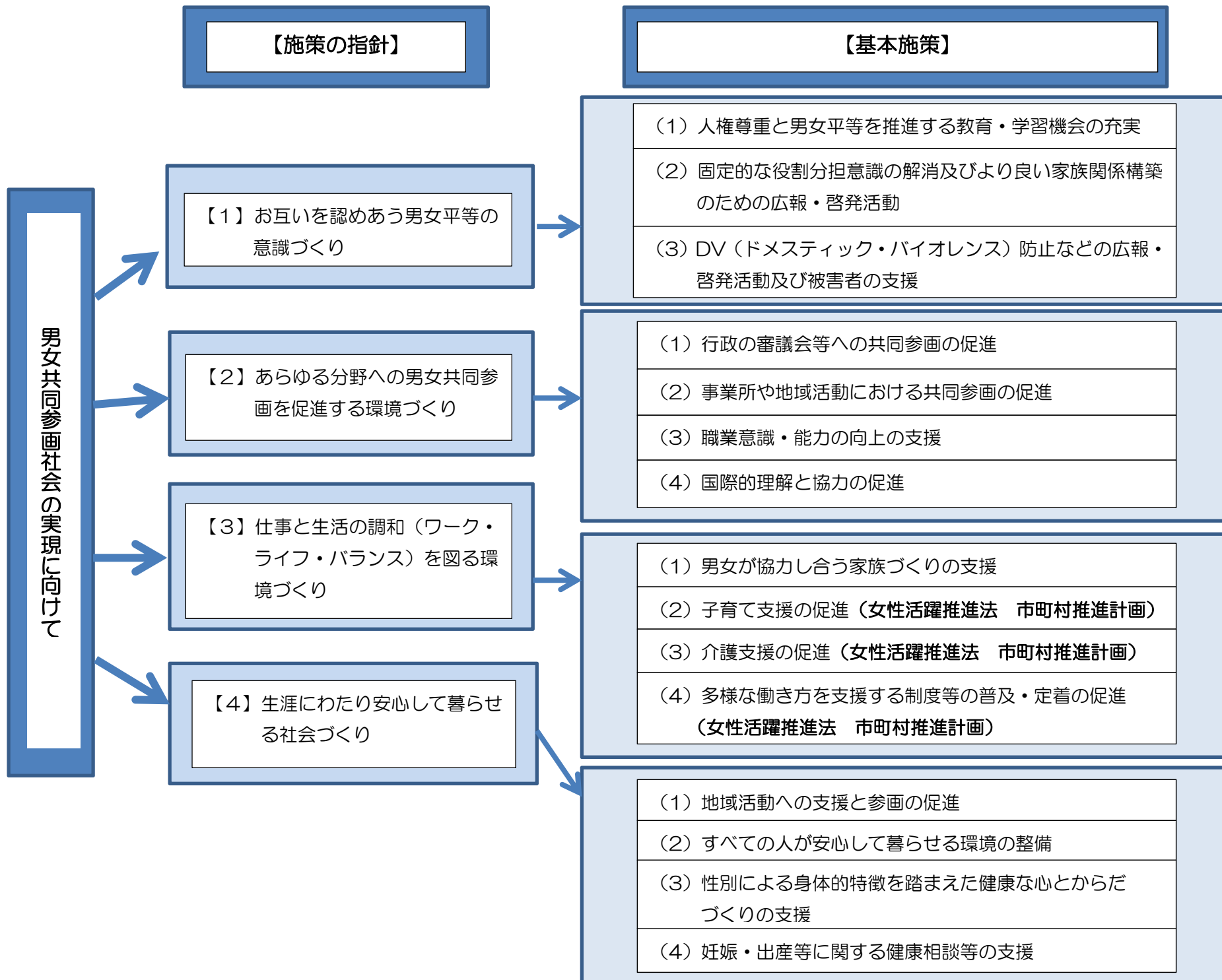
また、本計画の一部は女性活躍推進法に規定する「市町村推進計画」として位置付けます。

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までの10年間とします。

なお、施策の成果や社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを図ります。

第2章 計画の体系



第3章 施策の指針及び基本施策

施策の指針1 お互いを認めあう男女平等の意識づくり

【目 標】

男女がお互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮できる社会を目指します。

【現状と課題】

男女を問わず一人ひとりの個性が尊重され、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、人権尊重と男女平等についての意識の向上が重要です。

これまで市民の男女平等の意識向上を図るため、市広報や各種講座などによる取り組みは行っているものの、「不平等」感を持つ男女が半数以上となっていることから、更なる教育や学習の機会の確保と充実及び広報・啓発活動の強化が必要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という従来からの考え方について、男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年）（以下、「意識調査」という。）の結果を見ると、前回（平成23年）調査結果同様「同感しない」が多くなっており、固定的な役割分担意識に捉われない考え方が定着してきています。

一方、実際の家庭生活においては、家事の労働分担割合は女性が依然として高くなっており、就業している女性の場合は、特に負担が大きいことから、意識の醸成を図ることが必要です。

また、男女共同参画推進に関する事業所アンケート調査（平成27年）（以下、「事業所調査」という。）では、依然として女性の登用に課題があると認識されており、女性の登用環境の改善が必要との結果から、性別による固定的な役割分担意識の見直しのための意識づくりが必要です。

DVの相談については、啓発カードの設置場所をプライバシーが守られている市内スーパーのトイレ等に変更した結果、相談件数が増加傾向にありDVの顕在化に対する成果が表れているため、今後はDV防止と相談体制の充実や被害者の保護及び自立支援にも力を入れる必要があります。

図1 「夫は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について
(意識調査より)

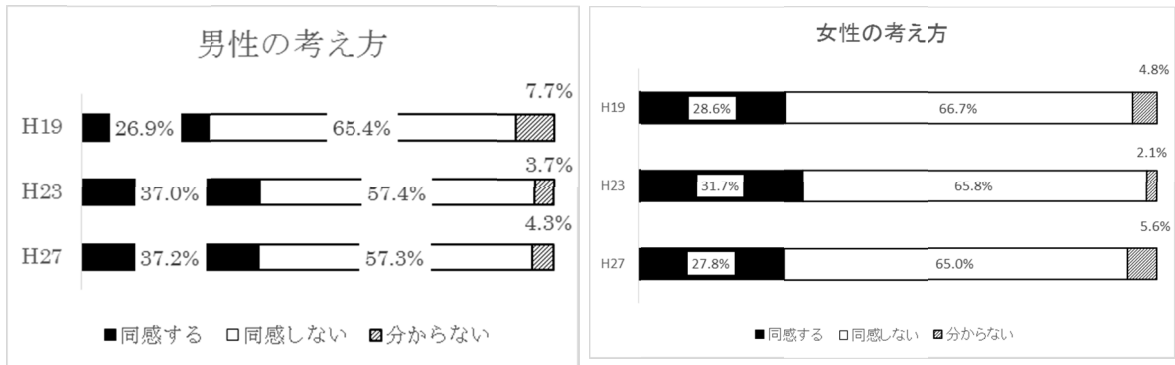
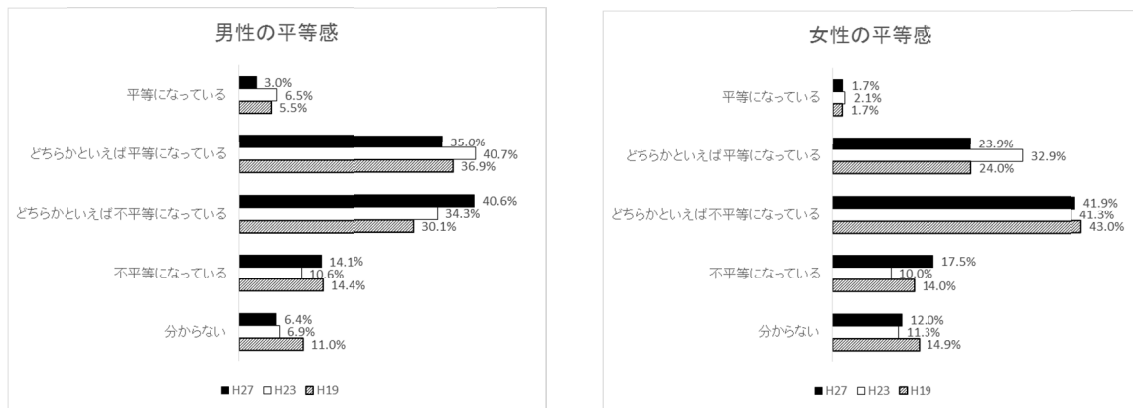


図2 「男女の平等感」に対する意識変化 (意識調査より)



【基本施策】 (1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実

【施策】

(1) 生涯学習等における学習機会の充実

- ① 男女平等意識の醸成を図るための学習機会の充実を図ります。

(2) 学校等における教育・学習機会の充実

- ① 「喜多方市人づくりの指針」※図 1 を基本とし、一人ひとりの多様な価値観や生き方を認め合う態度を育むため、人権教育や道徳教育を充実させます。
- ② 学校教育において、男女平等に配慮し児童生徒が進学・就職などで男女の別なく幅広い選択ができるよう勤労観、職業観及び職能の基本的資質を育むキャリア教育※を充実させます。

※ キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

※図3 喜多方市人づくりの指針（喜多方市生涯学習推進計画より）

～未来を拓く喜多方人～

家庭や地域社会、学校そして行政など、関係機関においてその実現を目指す5つの努力目標

- 一つ 強い心・愛敬の心など、豊かな心を持つ人になろう
- 一つ 命の大切さを知り、心身ともに健康な人になろう
- 一つ 郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ち、より素晴らしい地域を創造する人になろう
- 一つ 社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
- 一つ 夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

これらのことを受け、

特に家庭教育における親（保護者）の役割を十分に踏まえ、家族の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう

～なかよく たくましく 生きる～

- 人を思いやり 敬います
- 「こんにちは」「どうぞ」「ありがとう」を言います
- 勉強に励み 体を鍛えます
- 人として恥ずかしい行いをしません
- 喜多方を誇り 社会に役立ちます

わたしたちは

くじけない強い心を持って目標に向かってやりぬきます

【基本施策】 (2) 固定的な役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動

【施策】

(1) 人権尊重と固定的な役割分担意識の解消等に向けた広報・啓発活動

- ① 互いの人権を尊重し合い、相手に対し思いやる気持ちをつくるための啓発を行います。
- ② わたしたちの生活や人権を守っている様々な法や権利、制度についての周知を図り、人権に関する意識の向上を図ります。
- ③ 男女共同参画の推進に資する市民活動を支援し、男女平等意識の浸透を促進します。
- ④ 市内で行われている男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進事例として紹介し、市民の関心を高め意識啓発を図ります。

**【基本施策】 (3) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止※などの
広報・啓発活動及び被害者の支援**

【施策】

(1) 男女間の暴力の防止

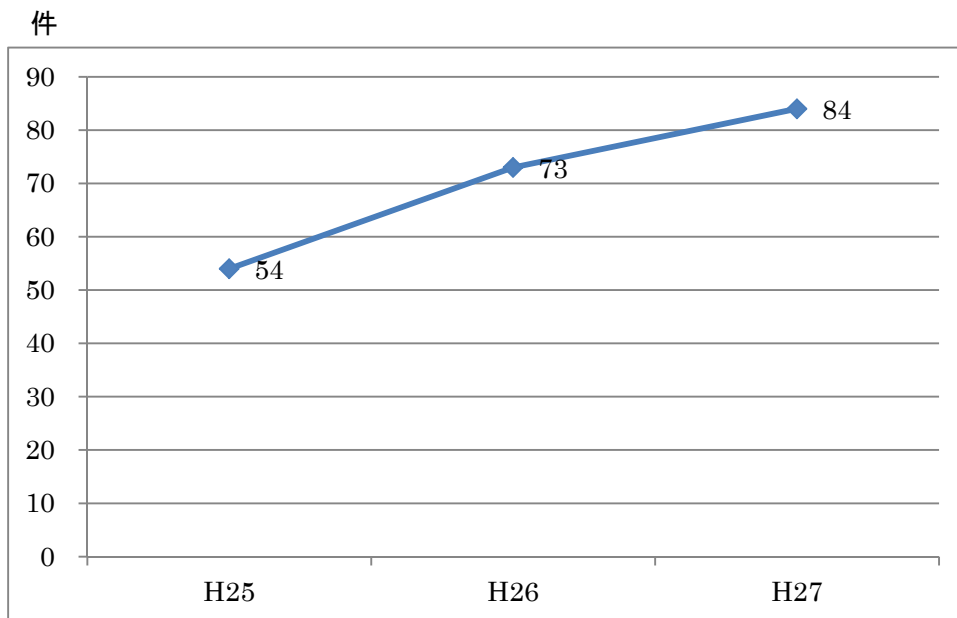
- ① 被害の潜在化を防ぐために、DVは重大な人権侵害であることを広く周知するとともに、職場・学校・地域などのあらゆる分野におけるセクシャル・ハラスメントの防止のための啓発を行います。
- ② 被害者が安心して相談できるよう、関係機関と連携し被害者が利用しやすい相談窓口の広報を行います。

(2) 被害者の保護や自立支援の促進

- ① 「配偶者暴力防止法」に基づき、関係機関と連携して保護命令制度の適切な運用の実現に努めます。
- ② 被害者の自立支援のため、関係機関と連携した就業の促進、住宅の確保、同居する子どもの就学等に関する情報の提供を行います。

※ 喜多方市ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画（平成24年3月策定）

図4 DV等相談件数の推移（施策の進捗状況より）



指針 1 に対する各主体の責務

【市民】

- 男女共同参画に関する講座や講演会などに積極的に参加しましょう。
- 男女に不平等をもたらすような社会慣行やしきたりを改めましょう。
- セクハラ・パワハラなど、あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう。

【事業者】

- 男女平等の意識を職場に浸透させましょう。
- 職場において、男女の固定的な役割分担の意識がないか見直してみましょう。
- セクハラ・パワハラの防止に努め、相談体制を整備しましょう。

【指針 1】

お互いを認めあう
男女平等の意識づくり

【市民団体】※

- ※自治会、PTA、ボランティア団体等
- 日頃の活動に男女共同参画の視点を盛り込んでみましょう。

【市】

- 市広報や市の刊行物、ホームページなどで、男女共同参画に関する情報を分かりやすく提供します。
- 市民が男女共同参画を学習する機会の充実を図ります。
- 被害者が相談しやすい体制づくりに努め、被害者支援の充実を図ります。

施策の指針2 あらゆる分野への男女共同参画を促進する 環境づくり

【目 標】

男女が、社会の対等な構成員としてお互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する社会を目指します。

【現状と課題】

女性の社会進出は、徐々に進んできてはいるものの、あらゆる分野において進展があるとはいえない状況です。

政策・方針決定過程への女性の参画は、伸び率が鈍化しており、事業所調査の結果では、女性の係長相当職以上の管理職は前回調査（平成 23 年）と比較し、増加しているものの、役職が上がるにつれ、女性登用の割合が下がり女性登用に課題があると認識されています。このため、市が率先して市の審議会等委員へ女性を登用するとともに、事業所における部下の仕事と生活の調和に配慮する上司（イクボス）の普及等により、女性登用に対する意識改革を図る必要があります。

また、地域活動における女性の参加は依然として少ないため、女性人材の育成が必要です。

国際的理解と協力については、姉妹都市であるウィルソンビル市との交流により、国際理解と感覚を醸成しており、引き続き中・高生の派遣等を通じて、理解と感覚を養っていきます。

図1 審議会等における女性委員の割合（施策の進捗状況より）

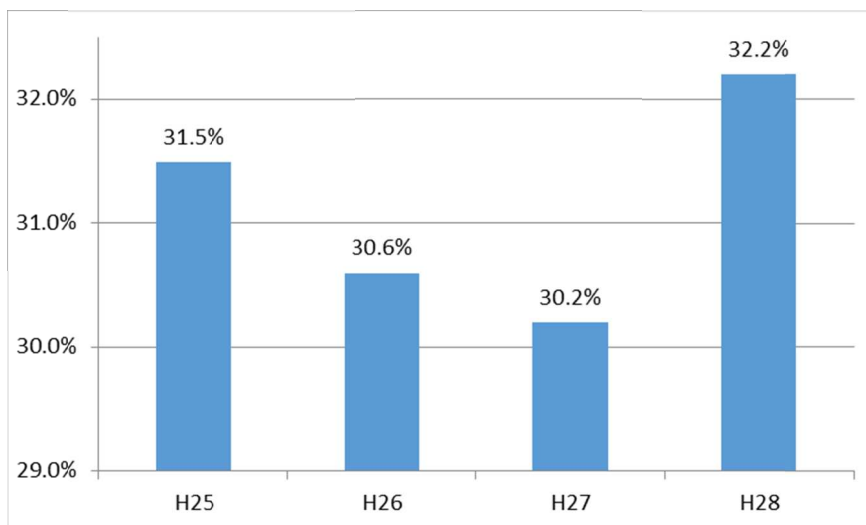


図2 事業所における女性登用の課題（事業所調査より）

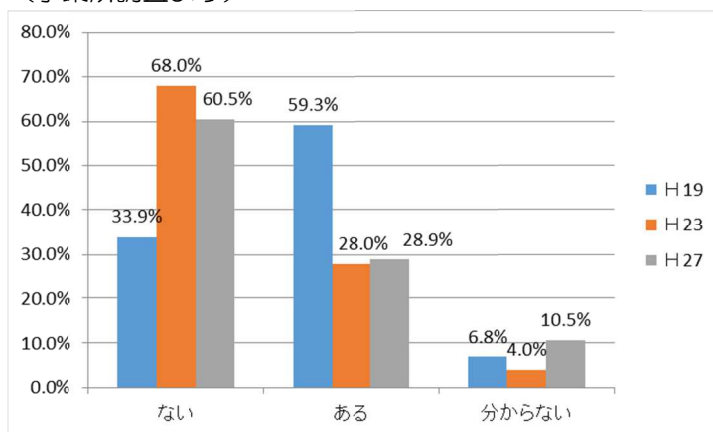
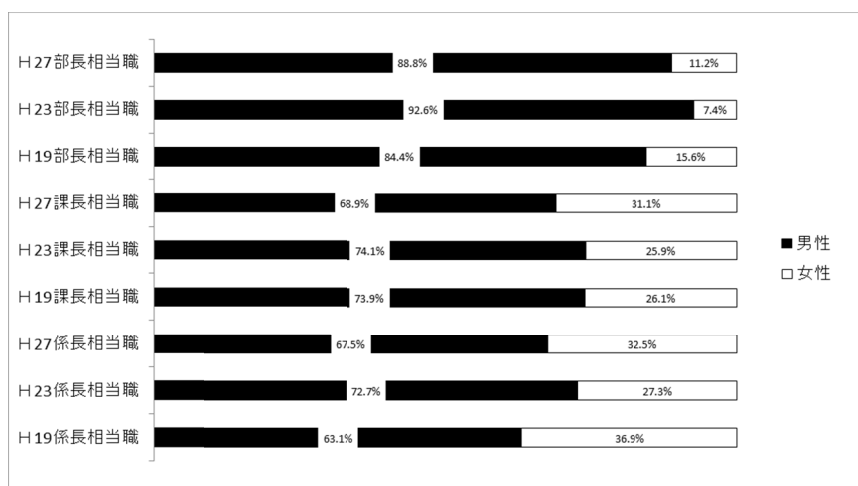


図3 事業所における男女別の管理職の割合（事業所調査より）



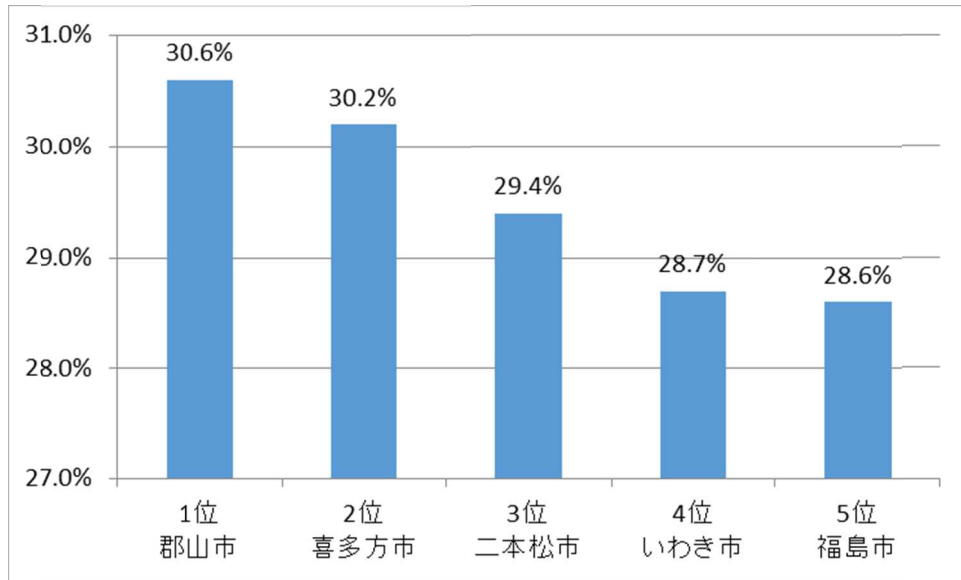
【基本施策】 (1) 行政の審議会等への共同参画の促進

【施策】

(1) 市の審議会等における女性委員の参画促進

- ① 市の審議会等における女性委員の割合を高め、登用状況を公表することにより、市民生活の意思決定における男女共同参画の必要性について、関係団体や市民等に理解を求めていきます。

図4 県内13市のうち、審議会等における女性委員の割合ベスト5
(平成27年4月1日現在、内閣府男女共同参画局より)



【基本施策】 （２）事業所や地域活動における共同参画の促進

【施策】

（１）事業所や地域活動における意思決定過程への男女共同参画の促進

- ① 事業所で活躍できる女性の人材育成のための情報提供、ならびに部下の仕事と生活の調和に配慮する上司（イクボス）の普及を図ります。

- ② 町内会やPTA等の各種団体で活躍できる女性人材育成のための情報を提供します。

ふくしま女性活躍応援宣言

本県が、東日本大震災と原子力災害からの復興を進め、厳しい人口減少に直面する中で地方創生を成し遂げるためには、県民一人ひとりが活躍できる社会づくりが不可欠であり、とりわけ、女性の力が重要です。

このため、私たちは、あらゆる分野で女性が活躍し、誰もが輝き笑顔あふれる「ふくしま」を目指して、次のことに一体となって取り組んでいくことを宣言します。

- 1 私たちは、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や、組織のトップをはじめとした意識改革に取り組めます。
- 2 私たちは、率先して女性の登用に努めるとともに、女性が自らの意欲を高め、能力を発揮できるよう取り組みを進めます。
- 3 私たちは、働き方全般を見直し、男性も女性も仕事と生活の調和が図られるよう、働きやすい環境づくりを進めます。

平成28年7月26日

ふくしま女性活躍応援会議

【基本施策】 (3) 職業意識・能力の向上の支援

【施策】

(1) 職業意識・能力向上の取組の支援

- ① 関係団体等との連携を図りながら、意欲のある人が活躍できるためのステップアップや再就職、また、職業選択の幅が広がるよう職業訓練等チャレンジに対する支援を行うとともに、就労に役立つ技術や能力向上のための講座情報等を提供します。

(2) 女性の職業能力の向上

- ① 女性が能力を発揮しキャリアアップできるよう、関係機関と連携し、職業能力開発の支援を充実し、職業能力の向上を図ります。

【基本施策】 (4) 国際的理解と協力の促進

【施策】

(1) 国際的理解と協力の促進

- ① 国際交流事業を推進し、市民の国際感覚の醸成に努めるとともに、男女共同参画の国際的動向に関する情報を提供します。

指針 2 に対する各主体の責務

【市民】

- 女性も審議会委員の公募などに積極的に応募しましょう。
- 男女とも地域活動やセミナーなどの能力開発に積極的に取り組みましょう。
- 国際交流のイベント等に積極的に参加しましょう。

【事業者】

- 能力に応じ、女性の管理職を積極的に登用しましょう。
- 地域活動や能力開発をしやすい職場環境に努めましょう。
- 国際交流のイベント等に協力しましょう。

【指針 2】

あらゆる分野への男女
共同参画を促進する環
境づくり

【市民団体】

- 男女の意見をバランスよく反映させましょう。
- 活躍できる女性の人材を育成しましょう。
- 国際交流のイベント等に協力しましょう。

【市】

- 審議会等の委員に女性を積極的に登用します。
- 地域のイベントへの市民参加の呼びかけや能力開発のための学習機会の充実を図ります。
- 市民の国際理解・協力の活動を支援します。

施策の指針3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくり

【目標】

男女が、仕事と生活（家庭、地域活動、自己啓発など）の調和が、自らの選択により実現可能な多様かつ柔軟な社会を目指します。

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少などの大きな時代の変化の中、これまでの働き方のままでは、個人だけでなく、社会全体や個々の企業の持続可能性が確保できなくなる恐れがあるといわれており、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題となっています。意識調査では、労働環境においては労働時間の短縮や就業時間の柔軟性など働きやすい労働条件を求める意見が多いため、各種制度の利用及び導入を促進するとともに、取得しやすい職場環境づくりを働きかける必要があります。

「家事・育児」などの家庭内での分担についての意識調査では、女性の家事・育児分担は、依然として高いため育児に積極的に参加する男性（イクメン）の啓発など、家庭内での役割分担に対する意識変革が必要です。

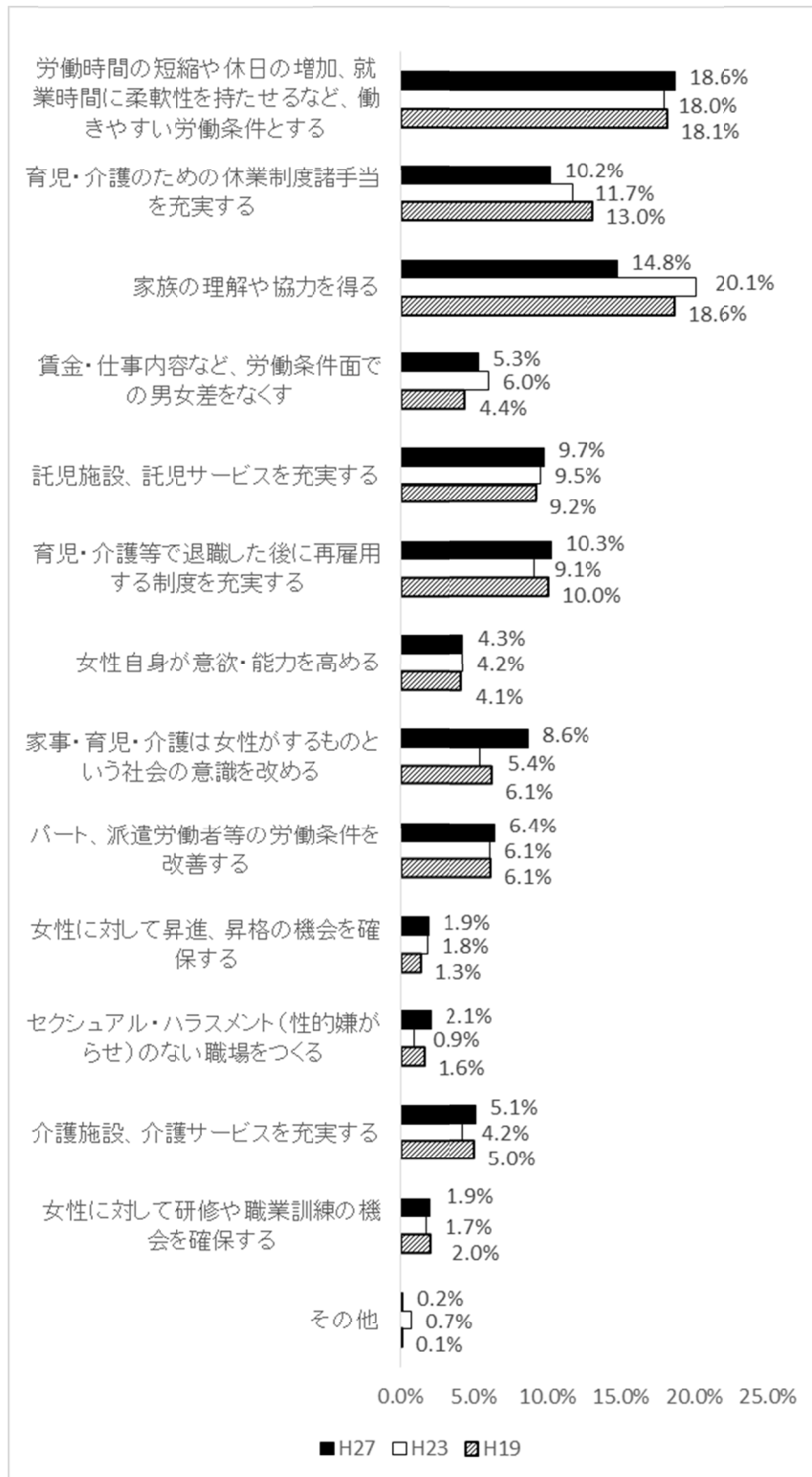
子育て支援としては、児童クラブの受入拡大や幼保一体化などに取組んでおり、引き続き安心して働くための環境整備と子育て世代の負担軽減に努める必要があります。

高齢化による介護サービスの利用者数や介護需要が伸びている状況において、事業所の介護休業制度の導入は進んでいるものの、従業員の制度利用には至っていない状況であるため、介護サービスの充実を図るとともに、介護休業制度の利用を促進する必要があります。

図1 ワーク・ライフ・バランスのイメージ図



図2 女性が働き続けるために必要なこと（意識調査より）



【基本施策】 (1) 男女が協力し合う家庭づくりの支援

【施策】

(1) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進

- ① 「家事・育児・介護」は、男女の共同責任であることを啓発します。

- ② 育児に積極的に参加する男性（イクメン※）の啓発を行います。

※イクメン：進んで育児休暇を取得するなど子育てを積極的に行う男性や、育児を楽しみ自らも成長しようとする男性、または将来的にそうありたいと考えている男性。

図3 男性・女性の家事分担割合（意識調査より）

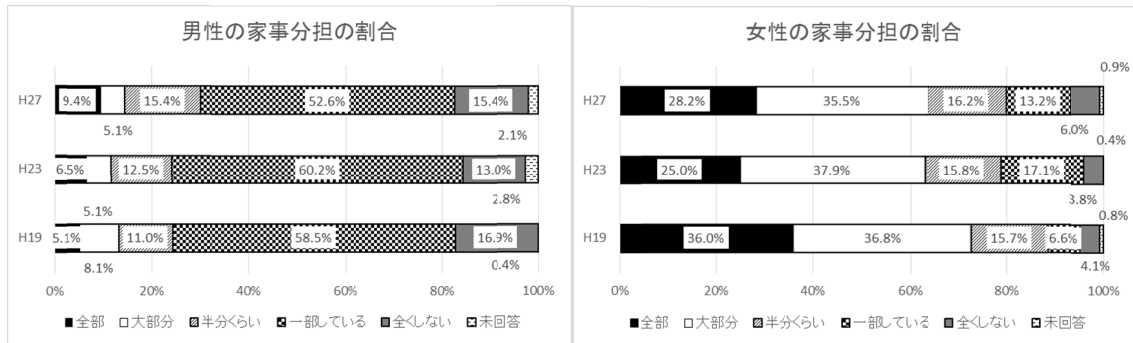


図4 男性・女性の育児分担割合（意識調査より）

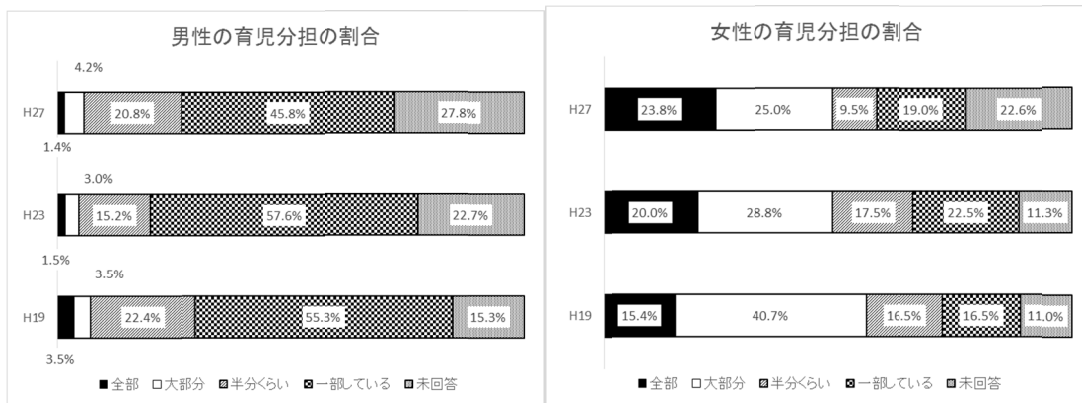
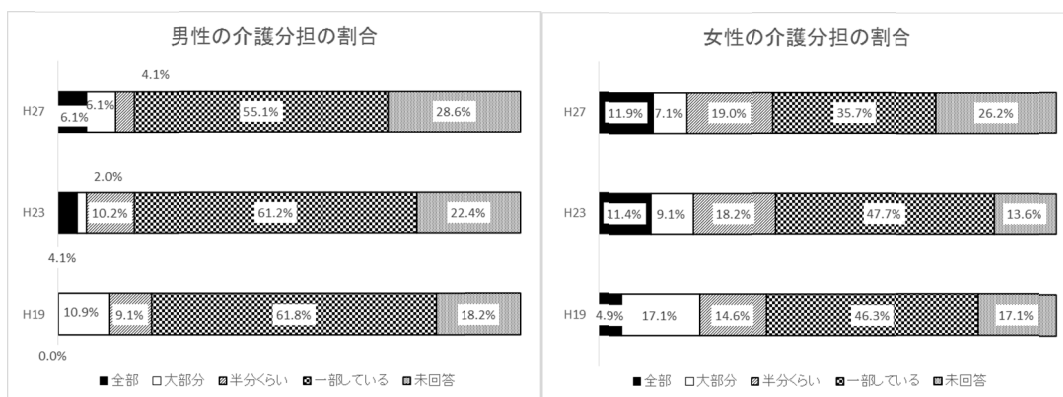


図5 男性・女性の介護分担割合（意識調査より）



【基本施策】 (2) 子育て支援の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画）

【施策】

(1) 子育てを支援するサービスの充実

- ① 多様なニーズに対応できるように延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育、放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 育児に関する支援体制の充実

- ① 育児に必要な情報の提供及び相談体制を充実します。
- ② 育児休業制度の啓発活動を行います。

【基本施策】 (3) 介護支援の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画）

【施策】

(1) 介護を支援する制度の充実

① 介護に携わる家族等の負担を軽減し、要支援者・要介護者の生活の質が向上するよう、在宅サービスや施設サービス、地域やボランティア等による支援等の充実を図り、介護に携わる家族等の社会参加等につながるよう支援します。

② 介護休業制度の啓発活動を行います。

(2) 介護に関する相談体制の充実

① 介護と保健、医療、福祉等との連携による地域包括ケアシステムを構築し、介護に携わる家族等を支援するため、相談体制の充実を図ります。

【基本施策】 (4) 多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進
(女性活躍推進法 市町村推進計画)

【施策】

(1) 制度等の普及、定着の促進

- ① 多様な働き方に関する制度等について、広報等により普及を図り制度の定着を図ります。

(2) 労働環境の整備促進

- ① 労働環境の実態の把握や、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
- ② 企業内保育所の設置に向けた普及活動を行い、安心して働くための環境づくりを促進します。
- ③ 結婚・出産などを機に仕事を中断した男女の再就職への理解を求めていきます。また、フレックスタイム制、**ゆう活**※、在宅ワークなどの柔軟な就労形態の普及を図るとともに、能力を高め、職業選択の幅が広がるよう職業訓練等に対する支援を行います。
- ④ 家族で農業経営している農家において、家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定の締結を促進します。

※ **ゆう活**：7～8月の2カ月間、希望者の就業時間を1時間前倒し、夕方の時間を子育てや趣味に活かす制度。

図6 育児休業制度を利用した人数の推移（事業所調査より）

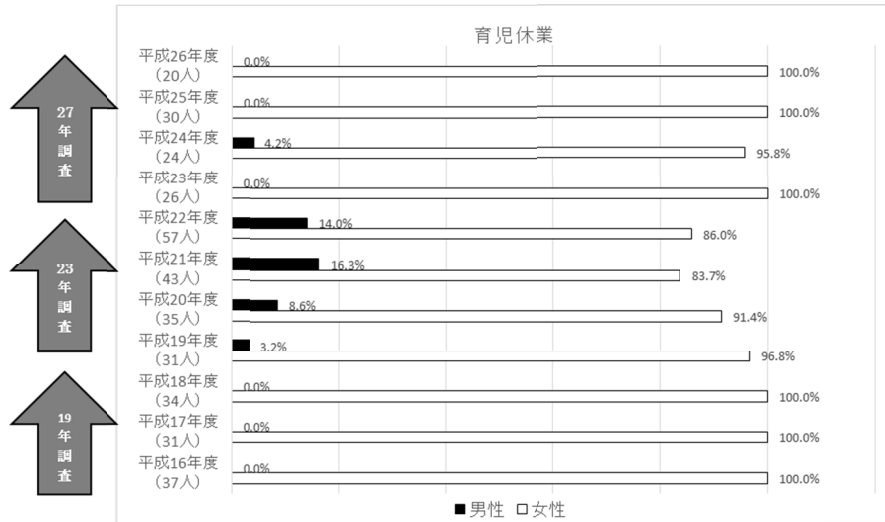
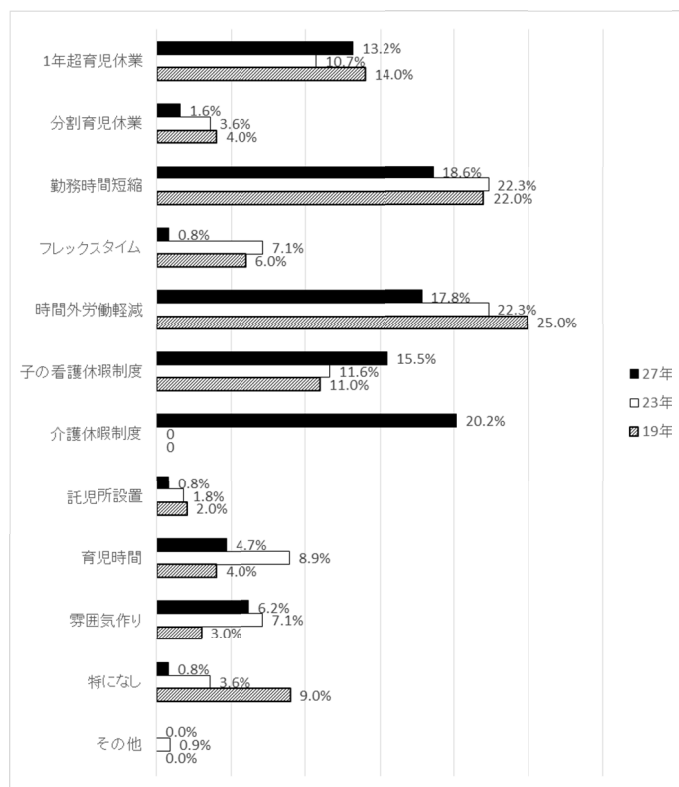
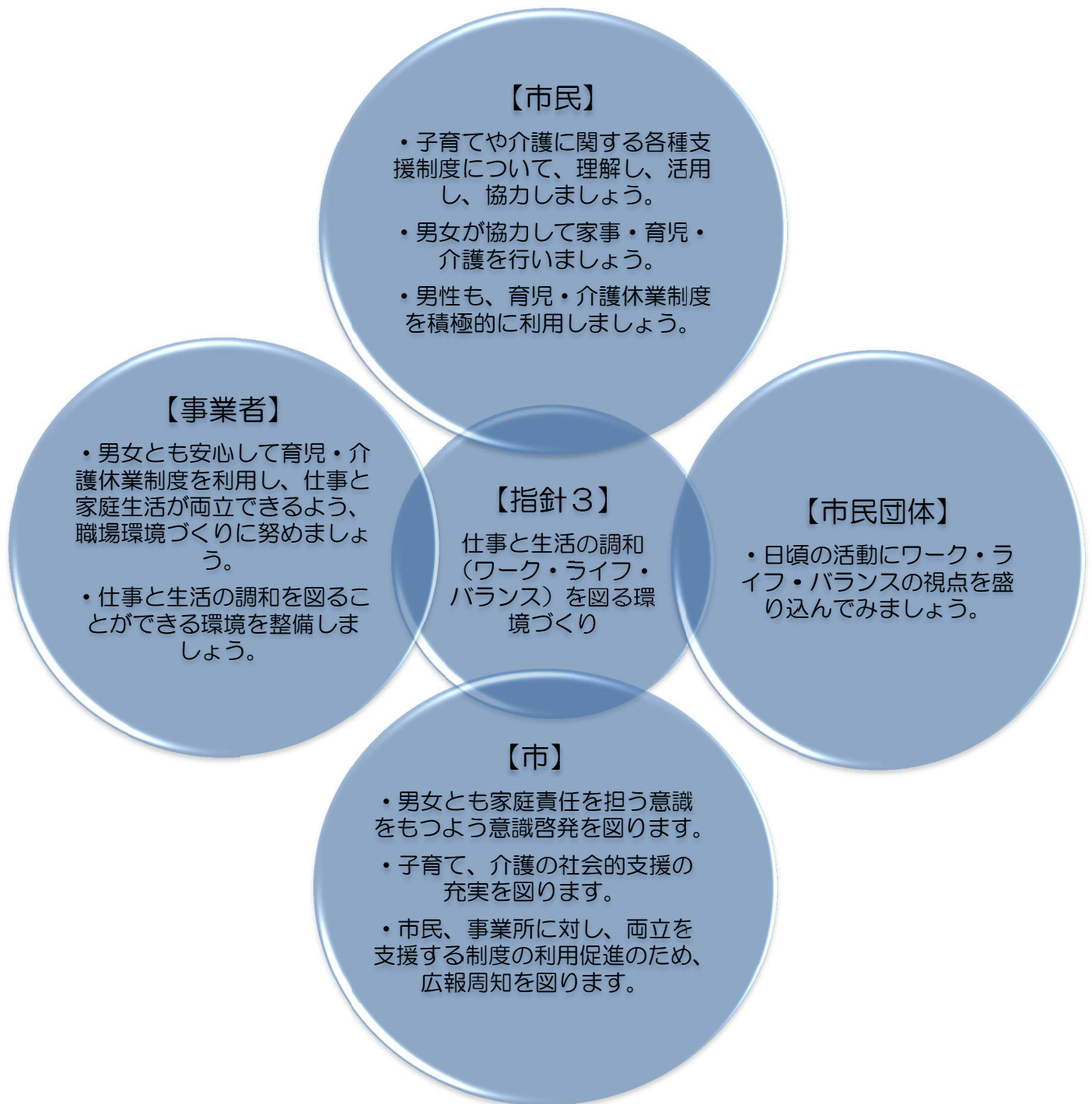


図7 事業所が行っている、家庭での責任を果たしながら働き続けられる取組<複数回答>（事業所調査より）



指針 3 に対する各主体の責務



施策の指針4 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり

【目 標】

性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、生涯を通じてすべての人が健康で安心して暮らせる社会を目指します。

【現状と課題】

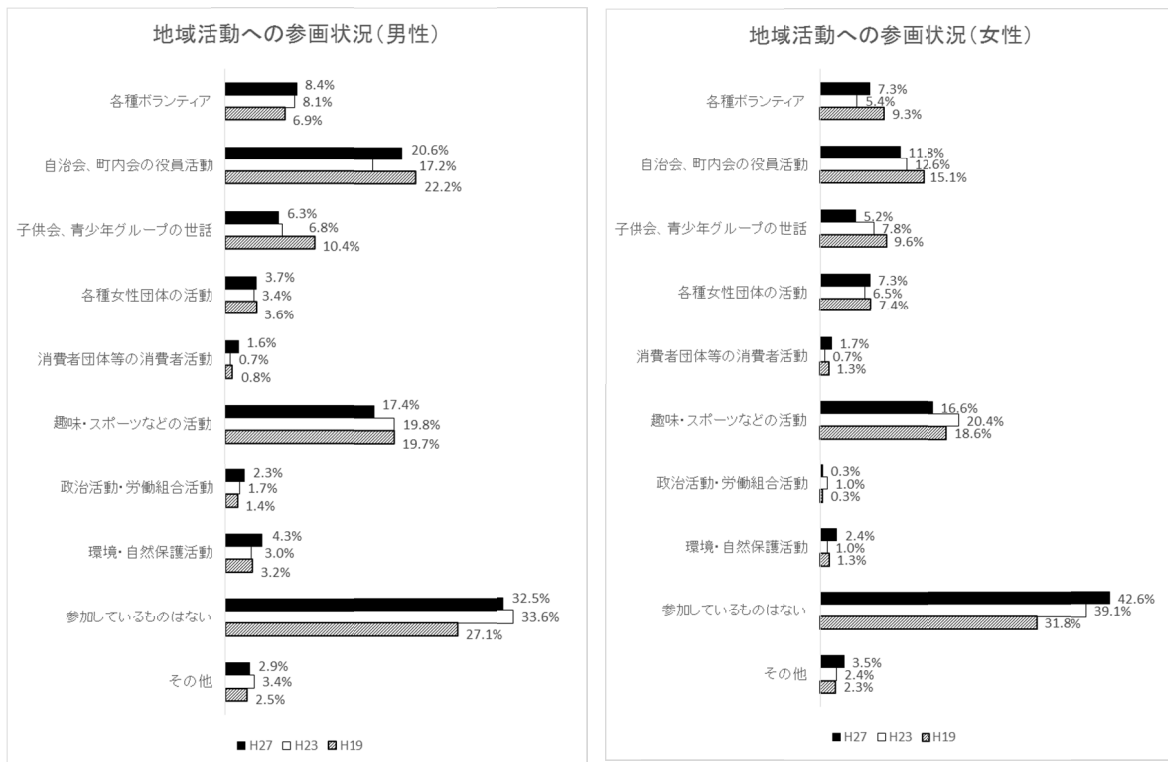
市民の価値観やライフスタイルが多様化する中、より良い地域づくりのために、様々な地域活動等への男女共同参画を推進することが重要です。

意識調査の結果では、女性で地域活動に参加していない人の割合は依然として高くなっており、地域住民が互いに関わり、協力し合う関係の構築が必要です。

また、誰もが自らの意思であらゆる場面に参画できる社会の実現のために、高齢者や障がい者などに対する支援を継続していくことも必要です。

健康は、一人ひとりが社会の構成員として役割を担い社会参画するための基盤となることから、男女が、それぞれの身体的特徴について理解を深めるとともに、健康づくりを支援し、生涯にわたる心身の健康の維持と増進に取り組むことが重要です。

図1 地域活動への参加状況（意識調査より）



【基本施策】 (1) 地域活動への支援と参画の促進

【施策】

(1) 地域活動への支援

- ① より良い地域関係をつくるために、地域住民が一体となって行う活動に対する各種支援制度の情報提供などを行います。

(2) 地域活動への参画促進

- ① 防犯活動、運動会、各種イベントなど各種地域活動のPRをすることで、地域の男女が共に地域をつくる意識の啓発を図ります。

【基本施策】 (2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備

【施策】

(1) 高齢者への支援

- ① 高齢者がいきがいを持ち自立して生活できるよう、高齢者の就業機会の拡大を図るとともに、老人クラブ、公民館活動等への参加によるいきがいづくりを促進します。
- ② 高齢者に対する福祉施策の充実を図り、安心して暮すための支援を行います。

(2) 障がい者への支援

- ① すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を目指し、地域生活支援事業など各種障がい福祉施策を実施し、障がい者やその家族の日常生活・社会生活を支援します。

(3) ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進

- ① すべての人が安全かつ快適に生活することができる社会の実現をめざしたまちづくりを推進します。

(4) 高齢者等の安全安心の推進

- ① 救急・災害等の緊急時に支援を必要とする人が、迅速かつ的確に支援を受けられるよう要援護者台帳への登録を推進し、消防署等関係機関と情報の共有化を図ります。

【基本施策】	(3) 性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援
---------------	--

【施策】

(1) 学校における性に関する教育の充実

- ① 校内における学校保健や性教育に係る指導体制などを充実させ、命を尊重し育む観点から、発達段階に応じた性に関する正しい知識の理解を図ります。また、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動がとれるよう相談体制の充実を図ります。

(2) 健康な心とからだづくりの推進

- ① 性別による身体的特徴や命の大切さなどについての理解を深めるとともに、望まない妊娠や人口妊娠中絶及び性感染症を予防するため、思春期保健教育などを通じた普及啓発を推進します。
- ② 休養・こころの健康・睡眠に関する知識や相談窓口の周知を図るとともに、県と連携した相談体制によりこころの健康づくりを支援します。
- ③ 健（検）診の受診や生活習慣改善への動機づけを図るとともに、市民の健康実態を踏まえ、生活習慣病予防を中心とした子どもたちからの健康づくり対策を推進します。

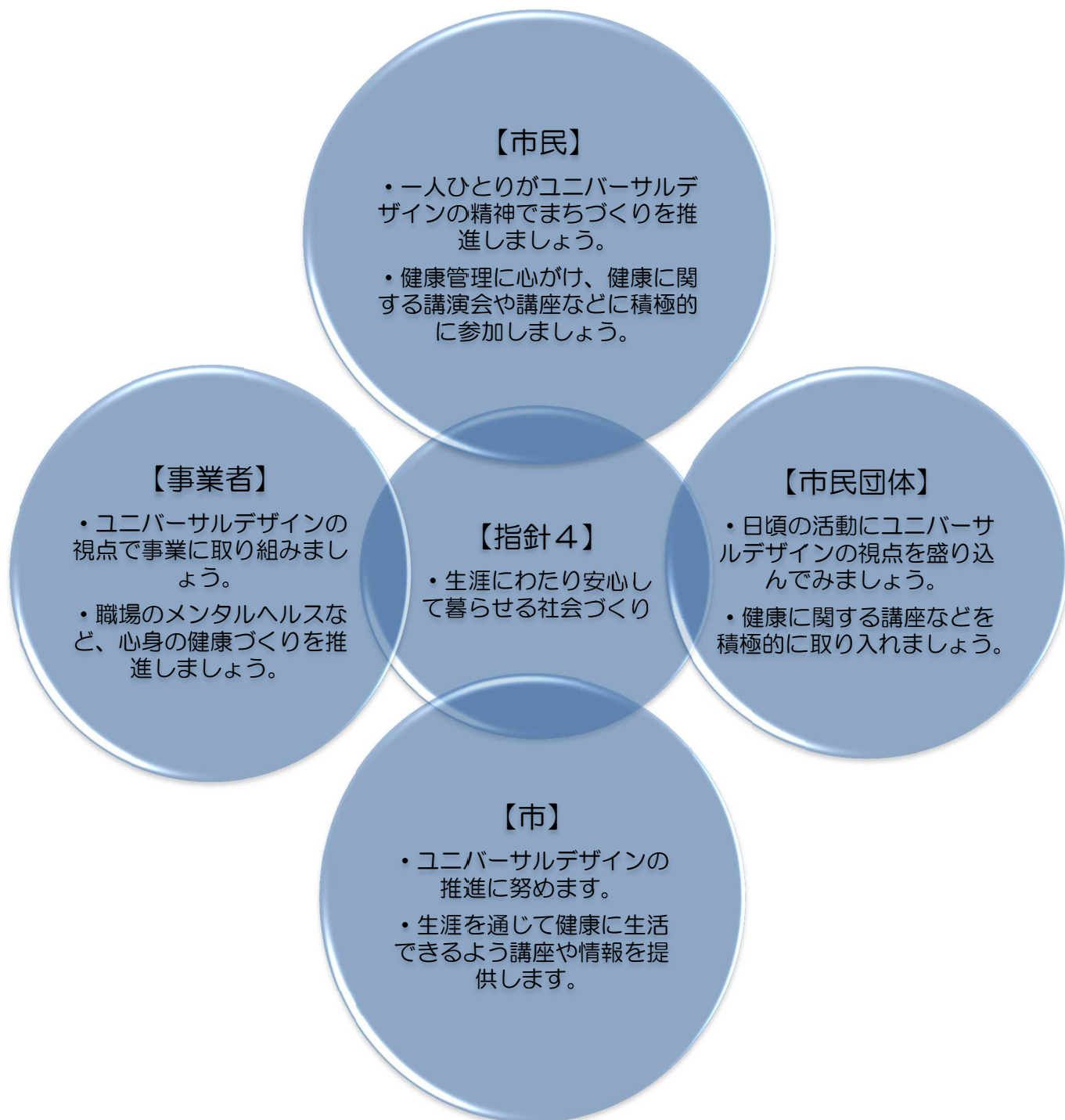
【基本施策】 (4) 妊娠・出産等に関する健康相談等の支援

【施策】

(1) 母子保健事業の推進

- ① 安全安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発達・発育を支援するため、妊婦健診や乳幼児健診、離乳食教室などを通じた支援を行うとともに、保健指導や発達観察相談会等において個々の状況に合わせた継続的な支援を行います。

指針 4 に対する各主体の責務



第4章 指標及び計画の推進

【1】 指標

本計画の成果を示す総合的な指標として、「社会全体において男女平等と感じる男性および女性の割合を、平成 38（2026）年度までに男女ともに 50.0%以上」と定めます。

指標名	現 状	目 標	備 考
社会全体において男女平等と感じる男性および女性の割合	平成 27 年度 (2015) 男性 38.0% 女性 25.6%	平成 38 年度 (2026) 男 女 と も に 50.0%以上	※現状値は、平成 27 年度市民意識調査の割合

【2】 実施計画書の作成と取り組み

本計画の施策の内容を実現するためには、男女共同参画社会の形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、市民、事業所、市民団体等との連携を図りながら、推進する必要があります。

このため、男女共同参画実施計画を期間の前期と後期（各 5 年）に分けて策定することとし、期間中に取り組む事業を定めるとともに、各年度の進捗状況を踏まえ、市民の意見を幅広く取り入れながら、より効果的な取り組みを行います。

なお、目標の中間年度にあたる平成 33（2021）年度に市民意識調査及び事業所アンケート調査を行い、見直しを図り後期実施計画を策定します。

【3】 計画の管理

喜多方市男女共同参画審議会を定期的開催し、計画の進捗状況を報告し、意見を求めながら計画の進行管理に努めます。また、市民に対しては取り組み状況や成果を公表することにより、男女共同参画社会の推進への理解と協力を求めていきます。

【4】 推進体制

